

令和3年7月30日付け県公報第231号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更し、終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年7月26日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 測量機関

国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所

2 作業の種類

公共測量（航空レーザー測量）

3 作業期間

変更前 令和3年6月15日から令和3年12月24日まで

変更後 令和3年6月15日から令和4年3月25日まで

4 作業地域

浜松市天竜区横川、只来、東藤平、西藤平、阿寺、熊、長沢、懐山、大栗安、神沢、春野町豊岡、春野町石切、佐久間町大井、佐久間町相月、佐久間町奥領家、佐久間町半場、佐久間町中部、佐久間町川合、佐久間町浦川、佐久間町佐久間、水窪町地頭方、水窪町奥領家、水窪町山住地内及び磐田市寺谷、寺谷新田、掛下、平松、惣兵衛下新田、神増、上神増、新開、合代島、下野部地内